

愛知産業大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、愛知産業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 25(2013)年 7 月末までに改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

建学の精神・大学の基本理念は、学園の「建学の精神」をもとに示されており、また、大学の使命・目的も学則に定められている。それらの内容は、ホームページ及び自己評価報告書、学生便覧、大学案内などの各種印刷物により公表され学内外に周知されている。

教育研究の基本的な組織は、学部、大学院、通信教育部、留学生別科が大学の使命・目的達成のために設置され、ほかの附属機関との連携も適切である。教養教育は「教養教育センター」が担っている。学内意思決定は、評議会を頂点として各組織が整備され機能している。

学部、大学院、通信教育部、留学生別科の教育目的は、大学学則、大学院学則、留学生別科規程に定められ、教育課程や教育方法などに反映されている。教育課程は、新たに改定され検証段階には至らないものの、学部及び大学院の教育目的に沿って編成されている。

各学部及び通信教育部のアドミッションポリシーは、明確に定められ公表されている。学習支援体制、学生サービス体制、就職・進学支援体制は、独自の学生学習支援ポータルシステム、オフィスアワー、各種委員会、事務組織などの対応により適切に行われている。

専任教員は、大学設置基準を充足し配置されている。教員の採用・昇任の方針は規程に基づき運用されている。教員の教育担当時間は概ね適切であり、教育研究活動の支援体制は整えられている。教育研究活動の評価体制は未整備だが活性化の取組みは行われている。

職員事務組織は、法人の就業規則や組織規程に基づいて編成され、採用・昇任・異動の方針により運営されている。職員の資質向上のための取組みは、日常的な業務を通じて行われているが更なる努力が望まれる。また、教育研究支援のための事務体制は整っている。

管理運営体制は、寄附行為に基づいて置かれた 9 つの教育機関を設置運営する理事会のもとで、大学では評議会が中心となっている。管理部門と教学部門の連携は運営会議を通じて適切に行われている。大学の自己点検・評価の恒常的組織は早くから構築されている。

大学単独の財政に課題はあるが、財政基盤は法人全体で支えられている。会計処理は、会計基準に準拠し大学経理規程に基づいて適切に行われている。財務情報は、ホームページで財務諸表公開など適切に行われている。なお、外部資金導入に一層の努力が望まれる。

校地及び校舎面積は大学設置基準を充足している。教育研究目的を達成するための施設設備は、整備され有効に活用されている。また、安全性確保のための防災計画なども整備され安全対策がなされており、キャンパス生活の支援に配慮した諸施設も用意されている。

大学の「地域共同教育研究センター」を窓口として、地域社会との連携・協力に実績を有し、施設開放や公開講座などによる物的・人的資源を社会提供する努力がなされている。また、地元自治体や他大学との協力関係の構築、地域社会との協力事業などに実績をあげている。

組織倫理は就業規則を基本に諸規程も概ね制定され、危機管理体制も整備されている。また、教育研究成果はさまざまな印刷媒体を通じて学内外に公表され、広報活動は適切に行われている。今後も継続的な規程の整備と、法人の総合的な広報戦略の策定が望まれる。

総じて、大学の建学の精神を基軸として、教育研究に関わる制度と運営において大学の特色と独自性が発揮されていると評価できる。ただし、教育課程をはじめとして近年改革され実施された諸制度については、その成果を見る段階に至っていないなど、今後の継続的な検証が求められるものもあり、また大学単独の財政基盤の確立にも課題が残っている。

改善を要する点及び参考意見などは、大学の教育研究の質の改善と向上及び発展を図るために参考とされたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念は、同法人の設置する高等学校開校時から短期大学開学時を経て受継がれてきた「人材育成の理念」に基づいて明確に定められている。この建学の精神・大学の基本理念は、ホームページをはじめとして、自己点検・評価報告書、大学案内、学生便覧などの刊行物、掲額により、学内外に周知されている。

また、建学の精神・大学の基本理念を踏まえた大学の使命・目的は、大学学則及び大学院学則に明確に定められている。その内容は、ホームページをはじめとして、自己点検・評価報告書、学生便覧、「学習のしおり」などの刊行物を通して公表され周知されている。

建学の精神・大学の基本理念に基づく大学の使命・目的の内容やその有効性については、持続的な点検作業が必要であり、今日状況に対応した教育目標の見直しが求められる。同時に、その学内外への周知方法についても、継続的な改善努力が求められるが、基本的な事項は達成されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的及び学習者の要求に対応する教育研究組織が整備され、適切な規模と構成を有している。学部単位の教授会、学科会議、研究科委員会などが設置され、個別の課題に対処している。

一般教養を担当する「教養教育センター」を設置して、「自己点検・評価委員会」の意見などに基づき、人間形成のための教養教育について改善への努力と運営上の責任体制の確立が図られている。留学生別科の修了後、スムーズに学部教育に進学できるよう、「自校教育」科目を開設し、学科入門講義を実施していることは独自の試みとなっている。造形学部、経営学部ともに時代の変化や社会のニーズを把握しながら、自己点検・評価などの結果をもとに学科の構成を改めている。

「運営会議」は、大学運営の基本的事項の検討、委員会及び学科間の調整、学内及び法人事務局との情報の共有化を目的とする重要な会議として、規程化など明確な位置付けが望まれるものの、円滑な運営を実施するために実質的に機能していると認められる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神や大学の基本理念及び学生のニーズ・社会的需要に基づいて教育目的が設定され、教育課程や教育方法などに十分反映されている。教養科目、共通科目、専門科目を明確に整理し、教育課程の体系的な編成方針に即した授業科目を開設していると認められる。

年間学事予定や単位の認定・成績評価などについて学生がわかりやすく履修できる工夫がなされている。単位の認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用している。「面倒見のよい教育」を標榜し、学生の能力・志向の目線に立った大学教育を実施しており、特に、初年次導入教育や少人数教育など、種々の工夫がなされている。また、学生自らが専門職能人として活躍するために、職能志向を高める試みとして教育を実施している。

学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーについては、一部に抽象的な表現がみられるが、学部、学科ご

とに明確に定められており、それに基づいて適切に運用されていると認められる。

入学者選抜ではアドミッションポリシーと入試の方法・内容との関係があいまいな点を残すものの、一部の入試形態と入学後の学習到達度を測定し、フィードバックするなど改善の努力がみられる。

学生の学習支援体制として、大学独自の学生支援サポートシステム「愛産 UNIPA」が導入され、履修登録、出欠、課題・成績の評価、学習カルテなど学生の学習活動や指導に広く利用されている。また、学生委員会の設置、「キャリア支援センター」、キャリア教育、オフィスアワーなどの学生生活、就職などの支援体制が整備されている。授業評価アンケートを毎年実施し、学生にフィードバックしている。また、「成績異議申立」制度の実施は、学生と教員の間での成績判定に関する信頼関係を強化している。

【優れた点】

- ・学生支援サポートシステム「愛産 UNIPA」が導入され、履修登録にとどまらず、出欠、課題・成績の評価、学習カルテなど学生の学習、指導に幅広く利用されている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員数については、設置基準上必要な専任教員を上回る教員が確保されている。また、主要科目については専任教員が担当しており、教員の授業担当科目数、担当時間についても問題はない。ただ、カリキュラムの改編に伴い一部負担が多い教員がいるが、これについては旧カリキュラムの解消によって解決される。採用については、公募で行われ、昇任については、資格審査委員会が設置されており、方針や規程は明確に整備されている。教員の採用と昇任については任期制が採用され、職位ごとに定年が定められており、規程や内規によって運用基準が明確になされている。

また、教育支援体制として、TA(Teaching Assistant)については規程が設けられ、SA(Student Assistant)についても一部で実施されている。FD(Faculty Development)に関する委員会が常設され、初期段階であるとはいえ改善策が検討されている。

教員の教育研究活動の支援体制と活性化については、改善の余地があるものの取組みはなされている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員組織は大別して法人事務局、大学事務局に分かれているが、その運営については、

「学校法人愛知産業大学組織規程」「学校法人愛知産業大学就業規則」「人事考課実施要領」などが整備され、機能している。また、法人事務局と大学事務局との連携は「事務長会」などを通して円滑に機能している。職員の採用・昇任・異動は、法人事務局が一括して行い、実状に応じて配置しているが、職員の業務習熟度、教員との連携など、更なる配慮が望まれる。

職員の資質・能力向上のための取組みとして、職員の研修は、自己啓発、OJT、研修会への参加が中心となっているが、SD(Staff Development)活動としては「全体連絡会」を年間数回開催している。法人事務局は、大学の人事・給与・財務・施設管理などの基本的事項を所掌し、大学事務局は、経常的な業務のほかに、教育・研究活動に関しては、総務部・教務部・学生部の3部が互いに連携をとりながら運用している。大学の教育研究支援のための事務体制については、概ね整っており、組織的対応が行われていると認められる。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営に関する寄附行為、学則、就業規則などの基本的な規程は整備されている。理事会は、法人の最高決議機関として、評議員会は諮問機関としてその機能を果たしている。但し、決算に関する理事会と評議員会の運営には一部改善が求められる。法人の管理運営方針は「年度事業計画」「年度目標及び予算」「事業工程表」を通じて示されており、更に、PDCAのマネジメント・サイクルによる運用の継続と徹底が期待される。

学長が理事であり、また理事会での議決事項、審議事項も各種会議を通して報告され管理部門と教学部門との連携は、学長の主催する「運営会議」によって適切になされている。理事長、法人事務局長も出席することで、法人と大学の情報の共有化と連携を図っている。

自己点検・評価については、恒常的な組織である「自己点検・評価委員会」により、隔年ごとに実施され、その結果は適切に反映されている。

【改善を要する点】

- ・決算については、理事会の承認後に評議員会に報告し意見を求めているので、私立学校法第46条に則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

大学の帰属収支差額は支出超過が続いているが、これは主として入学者が定員を満たし

ていないことによる。人件費比率についても全国平均に比べて高い状況の中で更に上昇傾向にあることが懸念される。しかしながら、法人全体のキャッシュフローは収入超過となっており、市中銀行などの外部負債も無い。法人は今後、学園経営力の強化、在学学生などの安定的確保、財政基盤の強化、教学改革の努力などを強力に進めることとしており、これらの着実な実施により、財政の安定は期待できる。

予算については、学校法人の経理規程及び理事会で決定された事業計画・予算編成方針に基づき、各学部などで調整された予算申請書を法人全体で調整し原案を作成し、評議員会、理事会において決定されており、その手続きは適切である。

会計監査については、公認会計士の監査と監事監査が必要な手続きに則り適切に行われている。

財務情報の公開については、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書を法人広報誌に掲載するとともに、ホームページでも公開している。

外部資金の導入については、特に、私立大学等経常費補助金の特別補助の獲得に積極的に取り組み、成果を上げている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎層共に設置基準を大幅に上回っており、図書館、体育施設、IT 施設などが適切に整備されている。特に、学生支援ポータルシステム「愛産 UNIPA」は、ホームページから学生の履修登録・出欠・成績などが確認でき、また、休講、お知らせ、授業資料などの学内情報も配信されている。

施設・設備の安全性は確保されており、また、地震については「学園本部地震防災計画」を策定し、この計画に則った施設整備・維持管理に努めている。

「スチューデントスクエア」や「コミュニティホール」を設置するなどしてアメニティに配慮した教育研究環境を整備し、有効に活用している。

インターネットラウンジやコンピュータ室など自由に利用可能な情報設備を整備し、学生の ICT(情報通信技術)を活用する能力の向上に役立てている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が有する物的、人的資源を社会に提供する努力を行っており、また、「岡崎大学懇話会」「地域共同教育研究センター」の活動を中心に、社会連携のための関係構築がなされて

いると認められる。大学が丘陵地に立地することにより利便性を欠く中で、図書館、体育館、情報サービス施設などを積極的に地元社会に開放する努力の継続が望まれる。

企業や他大学との教育研究上の連携は、「岡崎大学懇話会」の活動を中心に推進してきたが、今後は「地域共同教育研究センター」の活動が中核となり、地元に基づいた大学として、その活動が主体的で実効性あるものとなることが期待される。

地域社会との協力関係については、大学が中心となり、積極的にその役割を果たすよう「行政アドバイザー制度」、ボランティア活動などを通じて、地元自治体、地元企業、地元社会との協力関係が構築されている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

学生の大学生活に関しては、学生便覧中の「大学生活に関する一般的注意事項」などで、教職員の職務遂行に関しては、就業規則などにより組織倫理の確立が図られており、また、セクシュアルハラスメントの防止や個人情報保護のガイドライン、公益通報の対応も進んでいる。

危機管理については、健康管理、災害対処、学外活動、情報管理などの体制やマニュアルは概ね適切に整備されており、AED（自動体外式除細動器）も必要性の高い場所に設置されている。

学生の教育の成果については、造形学部学生の卒業研究・制作の成果を収録する図録など各種刊行物を作成し、教員の教育研究の成果については、「愛産大経営論叢」や「造形学研究所所報」で報告するなど、学内外に広報する仕組みは整備されている。

